

## 開成町議会だより広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開成町議会だより（以下「議会だより」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 議会だよりへの広告の掲載により、町民サービスの向上を図るとともに、民間企業等との協働による地域の活性化を目指すことを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 議会だよりに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(5) 求人広告又はこれに類するもの

(6) 通信販売及び訪問販売に類するもの

(7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの

(8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

(9) 学校教育、塾、予備校等に関するもの

(10) 議会広報の品位を損なうおそれのあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、議会だよりに掲載する広告として適当でない  
と議長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載は次の順位によるものとする。この場合において、同順位に複数  
のものがある場合は、議会広報分科会で協議のうえ決定する。

(1) 国、他の地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、公益性の高いものの広告

(3) 私企業で町内に事業所等を有するものの広告

(4) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告の掲載位置は、議長が指定する位置とし、枠数は議会だより1号につき  
2枠までとする。

(広告の規格)

第6条 1 枠の大きさは、縦4.5センチメートル、横9センチメートルとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表第1のとおりとする。ただし、第4条第1号に規定する広告で、別に当該団体で広告掲載料を定めている規程等があり、別表第1で定める金額より高い場合は、当該団体で定める規程等の金額によるものとする。

(広告掲載料の減免)

第8条 広告主又は広告内容が一定の条件を満たしている場合は、掲載料を減免することができる。

2 減免条件は、別表第2によるものとする。

(広告媒体)

第9条 広告媒体は次のとおりとする。

名称	開成町ギカイだより
広告規格・掲載位置	タブロイド判・1～4ページ内に掲載
ページ数	1～4ページ（掲載内容により変動）
発行部数	7,700部（配布は約7,500部）
配布場所	町内世帯、町内公共施設 他
発行回数	5月、8月、11月、2月の計4回を基本とする

(広告の募集)

第10条 広告の募集は議会だより、開成町議会ウェブサイト等により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第11条 広告の掲載を希望する者は、広告の掲載を希望する月の初日の35日前までに、議会だより広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、議長に申し込むものとする。ただし、申込みの締め切り日が開成町の休日を定める条例（平成元年開成町条例第22号）第1条に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）にあたる場合はその前日とする。

(1) 会社案内のパンフレット等（事業内容、社歴がわかるもの）

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類

2 議長は、前項の申込みがあったときは、あらかじめ議会広報分科会で内容を審査のうえ掲載の適否を決定し、議会だより広告掲載決定通知書（第2号様式）又は議会だより広告不掲載決定通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに議長が発行する納入通知書により広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告原稿は、議長が指定する方法により広告主の負担で作成し、議会だより発行日の30日前までに提出するものとする。ただし、原稿提出の締め切り日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 議会だよりの作成上支障があるとき。
- (2) 第12条に規定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (3) 第13条に規定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (4) 議長が、広告主又は広告内容が不適當であると認めたとき。

2 議長は、前項の取り消しをした場合は、議会だより広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、議会だより発行日の30日前までに議会だより広告掲載取下げ申出書(第5号様式)により議長に申し出なければならない。ただし、申し出の締め切り日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

2 議長は、前項の申し出があったときは、議会だより広告掲載取下げ承諾通知書(第6号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第17条 すでに納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、当該広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、議会だより広告掲載料還付請求書(第7号様式)により議長に請求するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成30年5月1日に発行する議会だよりから適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

規格	基本掲載料
縦 4. 5 c m × 横 9 c m ( 1 枠 )	5, 000 円

別表 2 (第 8 条関係)

減免条件	掲載料に対する減免率
広告する事業内容が青少年健全育成を主たる目的としたものである場合	1 0 0 %
広告する事業内容が教育・文化・スポーツ等の振興を主たる目的としたものである場合	
広告する事業内容が営利を目的としない社会貢献・奉仕活動等と認められる場合	

第1号様式（第11条関係）

議会だより広告掲載申込書

年 月 日

開成町議会議長 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
e-mail \_\_\_\_\_

開成町議会だより広告掲載取扱要綱第11条第1項の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載希望月 (○で囲む)	5・8・11・2月 計  か月
タイトル	
掲載内容	
希望規格 (○で囲む)	1 枠 (4.5cm×9cm)

備考

- 1 掲載月に希望がない場合は、希望月に○を付けずに計 か月のみご記入ください。決定通知書（第2号様式）にて掲載ができる月をお知らせします。